

セクシュアルハラスメントなど 職場のストレスに起因する精神障害に関する 労災保険給付等の相談窓口の開設について

山形労働局では、セクシュアルハラスメントなど職場のストレスに起因する精神障害に関する労災保険給付等について、臨床心理士の資格を有する専門調査員による相談窓口を開設しました。

1 相談できる内容は

職場におけるセクシュアルハラスメントにより、精神障害を発症した
職場におけるストレス等（業務による心理的負荷）により精神障害を発症した

などの場合で、労災保険給付等に関するものとなります。

2 相談日時・場所

- (1) 相談日時：毎月第2・第4火曜日 午後2時から午後5時まで
※ 変更になる場合がありますので、事前に電話等により予約をお願いいたします。
- (2) 相談場所：山形労働局労災補償課
山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
※ プライバシーの保護のため相談室で対応をいたします。

3 お問い合わせ先

山形労働局労働基準部労災補償課
電話：023-624-8227
FAX：023-624-8235